

北海道告示第10653号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和6年4月17日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2483号	混合石灰肥料	57.0防散混合石灰質肥料B	アルカリ分 57.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町86番地	令和9年5月17日